

足利市通所型サービス(独自/定率)サービスコード表(給付制限対象者用)(1/2)

※水色・・・新設、黄色・・・変更、灰色・・・廃止

介護予防通所介護相当サービス指定事業者(A6)が、給付制限対象者のサービス費を請求する場合に使用します。

サービスコード		サービス内容略称	算定項目			給付率	合成 単位数	算定単位	
種類	項目								
A7	1201	通所型サービス1(制限)	イ 通所型サービス費 (独自/定率)	事業対象者・要支援1		1,672単位	70%	1,672	1月につき
A7	1202	通所型サービス1日割(制限)				55単位	70%	55	1日につき
A7	1211	通所型サービス2(制限)		要支援2		3,428単位	70%	3,428	1月につき
A7	1212	通所型サービス2日割(制限)				113単位	70%	112.70	1日につき
A7	8112	通所型サービス中山間地域等加算回数	所定単位数の5%加算			70%		1回につき	
A7	1221	通所型サービス若年性認知症受入加算(制限)	ロ 若年性認知症利用者受入加算		240単位加算	70%	240	1月につき	
A7	1231	通所型生活向上グループ活動加算(制限)	ハ 生活機能向上グループ活動加算		100単位加算	70%	100		
A7	1241	通所型サービス運動器機能向上加算(制限)	ニ 運動器機能向上加算		225単位加算	70%	225		
A7	1251	通所型サービス栄養改善加算(制限)	ホ 栄養改善加算		200単位加算	70%	200		
A7	1261	通所型サービス口腔機能向上加算Ⅰ(制限)	ヘ 口腔機能向上加算	(1) 口腔機能向上加算(Ⅰ)	150単位加算	70%	150		
A7	1262	通所型サービス口腔機能向上加算Ⅱ(制限)		(2) 口腔機能向上加算(Ⅱ)	160単位加算	70%	160		
A7	1271	通所型複数サービス実施加算Ⅰ1(制限)	ト 選択的 サービス複数 実施加算	(1) 選択的サービス複数実施加算(Ⅰ)	運動器機能向上及び栄養改善	480単位加算	70%		480
A7	1272	通所型複数サービス実施加算Ⅰ2(制限)			運動器機能向上及び口腔機能向上	480単位加算	70%		480
A7	1273	通所型複数サービス実施加算Ⅰ3(制限)			栄養改善及び口腔機能向上	480単位加算	70%		480
A7	1274	通所型複数サービス実施加算Ⅱ(制限)		(2) 選択的サービス複数実施加算(Ⅱ)	運動器機能向上、栄養改善及び口腔機能向上	700単位加算	70%		700
A7	1281	通所型サービス事業所評価加算(制限)	チ 事業所評価加算		120単位加算	70%	120		
A7	1297	通所型サービス提供体制強化加算Ⅰ1(制限)	リ サービス提供体制強化 加算	(1) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	事業対象者・要支援1	88単位加算	70%		88
A7	1298	通所型サービス提供体制強化加算Ⅰ2(制限)			要支援2	176単位加算	70%		176
A7	1291	通所型サービス提供体制強化加算Ⅱ1(制限)		(2) サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	事業対象者・要支援1	72単位加算	70%		72
A7	1292	通所型サービス提供体制強化加算Ⅱ2(制限)			要支援2	144単位加算	70%		144
A7	1293	通所型サービス提供体制強化加算Ⅱ1(制限)		(2) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)ロ	事業対象者・要支援1	48単位加算	70%		48
A7	1294	通所型サービス提供体制強化加算Ⅱ2(制限)			要支援2	96単位加算	70%		96
A7	1295	通所型サービス提供体制強化加算Ⅲ1(制限)		(3) サービス提供体制強化加算(Ⅲ)	事業対象者・要支援1	24単位加算	70%		24
A7	1296	通所型サービス提供体制強化加算Ⅲ2(制限)			要支援2	48単位加算	70%		48
A7	4001	通所型サービス生活機能向上連携加算Ⅰ	ヌ 生活機能向上連携加算	(1) 生活機能向上連携加算(Ⅰ)(3月に1回を限度)	100単位加算	100			
A7	4002	通所型サービス生活機能向上連携加算Ⅱ1		(2) 生活機能向上連携加算(Ⅱ)	200単位加算	200			
A7	4003	通所型サービス生活機能向上連携加算Ⅱ2		運動器機能向上加算を算定している場合	100単位加算	100			
A7	1257	通所型独自サービス栄養アセスメント加算	ル 栄養アセスメント加算		50単位加算	70%	50		
A7	1255	通所型独自サービス口腔・栄養スクリーニング加算Ⅰ	ヲ 口腔・栄養スクリーニング加算(6月に1回を限度)	(1) 口腔・栄養スクリーニング加算Ⅰ(6月に1回を限度)	20単位加算	70%	20	1回につき	
A7	1256	通所型独自サービス口腔・栄養スクリーニング加算Ⅱ		(2) 口腔・栄養スクリーニング加算Ⅱ(6月に1回を限度)	5単位加算	70%	5		

サービスコード		サービス内容略称	算定項目	給付率	合成 単位数	算定単位		
種類	項目							
A7	1260	通所型独自サービス科学的介護推進体制加算	科学的介護推進体制加算	40単位加算	70%	40		
A7	1301	通所型サービス処遇改善加算Ⅰ1(制限)	カ 介護職員処遇改善加算	事業対象者・ 要支援1	1,672単位の59/1000 加算	70%	98	
A7	1302	通所型サービス処遇改善加算Ⅱ1(制限)			(1)介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	1,672単位の43/1000 加算	70%	71
A7	1303	通所型サービス処遇改善加算Ⅲ1(制限)			(2)介護職員処遇改善加算(Ⅱ)	1,672単位の23/1000 加算	70%	38
A7	1304	通所型サービス処遇改善加算Ⅳ1(制限)			(3)介護職員処遇改善加算(Ⅲ)	定した単位数の 90% 加算	70%	34
A7	1305	通所型サービス処遇改善加算Ⅴ1(制限)			(4)介護職員処遇改善加算(Ⅳ)	定した単位数の 80% 加算	70%	30
A7	1501	通所型サービス特定処遇改善加算Ⅰ1(制限)	コ 介護職員等特定処遇改善加算		(1)介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)	1,672単位の12/1000 加算	70%	20
A7	1502	通所型サービス特定処遇改善加算Ⅱ1(制限)			(2)介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)	1,672単位の10/1000 加算	70%	17
A7	1306	通所型サービス処遇改善加算Ⅰ2(制限)	ク 介護職員処遇改善加算	要支援2	(1)介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	3,428単位の59/1000 加算	70%	202
A7	1307	通所型サービス処遇改善加算Ⅱ2(制限)			(2)介護職員処遇改善加算(Ⅱ)	3,428単位の43/1000 加算	70%	147
A7	1308	通所型サービス処遇改善加算Ⅲ2(制限)			(3)介護職員処遇改善加算(Ⅲ)	3,428単位の23/1000 加算	70%	78
A7	1309	通所型サービス処遇改善加算Ⅳ2(制限)			(4)介護職員処遇改善加算(Ⅳ)	定した単位数の 90% 加算	70%	70
A7	1310	通所型サービス処遇改善加算Ⅴ2(制限)			(5)介護職員処遇改善加算(Ⅴ)	定した単位数の 80% 加算	70%	62
A7	1503	通所型サービス特定処遇改善加算Ⅰ2(制限)	ケ 介護職員等特定処遇改善加算		(1)介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)	3,428単位の12/1000 加算	70%	41
A7	1504	通所型サービス特定処遇改善加算Ⅱ2(制限)			(2)介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)	3,428単位の10/1000 加算	70%	34
A7	1311	通所型サービス処遇改善加算Ⅰ1・減算1(制限)	ソ 介護職員処遇改善加算	事業対象者・ 要支援1	(1)介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	1,170単位の59/1000 加算	70%	69
A7	1312	通所型サービス処遇改善加算Ⅱ1・減算1(制限)			(2)介護職員処遇改善加算(Ⅱ)	1,170単位の43/1000 加算	70%	50
A7	1313	通所型サービス処遇改善加算Ⅲ1・減算1(制限)			(3)介護職員処遇改善加算(Ⅲ)	1,170単位の23/1000 加算	70%	26
A7	1314	通所型サービス処遇改善加算Ⅳ1・減算1(制限)			(4)介護職員処遇改善加算(Ⅳ)	定した単位数の 90% 加算	70%	23
A7	1315	通所型サービス処遇改善加算Ⅴ1・減算1(制限)			(5)介護職員処遇改善加算(Ⅴ)	定した単位数の 80% 加算	70%	20
A7	1505	通所型サービス特定処遇改善加算Ⅰ1・減算1(制限)	ツ 介護職員等特定処遇改善加算		(1)介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)	1,170単位の12/1000 加算	70%	14
A7	1506	通所型サービス特定処遇改善加算Ⅱ1・減算1(制限)			(2)介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)	1,170単位の10/1000 加算	70%	12
A7	1316	通所型サービス処遇改善加算Ⅰ2・減算1(制限)	ネ 介護職員処遇改善加算	要支援2	(1)介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	2,400単位の59/1000 加算	70%	141
A7	1317	通所型サービス処遇改善加算Ⅱ2・減算1(制限)			(2)介護職員処遇改善加算(Ⅱ)	2,400単位の43/1000 加算	70%	103
A7	1318	通所型サービス処遇改善加算Ⅲ2・減算1(制限)			(3)介護職員処遇改善加算(Ⅲ)	2,400単位の23/1000 加算	70%	55
A7	1319	通所型サービス処遇改善加算Ⅳ2・減算1(制限)			(4)介護職員処遇改善加算(Ⅳ)	定した単位数の 90% 加算	70%	49
A7	1320	通所型サービス処遇改善加算Ⅴ2・減算1(制限)			(5)介護職員処遇改善加算(Ⅴ)	定した単位数の 80% 加算	70%	44
A7	1507	通所型サービス特定処遇改善加算Ⅰ2・減算1(制限)	ナ 介護職員等特定処遇改善加算		(1)介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)	2,400単位の12/1000 加算	70%	29
A7	1508	通所型サービス特定処遇改善加算Ⅱ2・減算1(制限)			(2)介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)	2,400単位の10/1000 加算	70%	24

1月につき

1月につき

定員超過または看護・介護職員が欠員の場合

足利市通所型サービス(独自/定率)サービスコード表(給付制限対象者用)(2/2)

※水色・・・新設、黄色・・・変更、灰色・・・廃止

みなし指定事業者(A5)及び介護予防通所介護相当サービス指定事業者(A6)が、給付制限対象者のサービス費を請求する場合に使用します。

サービスコード		サービス内容略称	算定項目	給付率	合成 単位数	算定単位			
種類	項目								
A7	1321	通所型サービス処遇改善加算Ⅰ1・減算2(制限)	ラ 介護職員処遇改善加算	事業対象者・ 要支援1	1,296単位の59/1000 加算	70% 76			
A7	1322	通所型サービス処遇改善加算Ⅱ1・減算2(制限)					(1)介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	1,296単位の43/1000 加算	70% 55
A7	1323	通所型サービス処遇改善加算Ⅲ1・減算2(制限)					(2)介護職員処遇改善加算(Ⅱ)	1,296単位の23/1000 加算	70% 29
A7	1324	通所型サービス処遇改善加算Ⅳ1・減算2(制限)					(3)介護職員処遇改善加算(Ⅲ)	定した単位数の 90% 加算	70% 26
A7	1325	通所型サービス処遇改善加算Ⅴ1・減算2(制限)					(4)介護職員処遇改善加算(Ⅳ)	定した単位数の 80% 加算	70% 23
A7	1509	通所型サービス特定処遇改善加算Ⅰ1・減算2(制限)	ム 介護職員処遇改善加算	事業所と同一の建物に居住する者又は同一建物から利用する者に通所型サービス(独自/定率)を行う場合	(1)介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)	1,296単位の12/1000 加算	70% 16		
A7	1510	通所型サービス特定処遇改善加算Ⅱ1・減算2(制限)						(2)介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)	1,296単位の10/1000 加算
A7	1326	通所型サービス処遇改善加算Ⅰ2・減算2(制限)	ケ 介護職員処遇改善加算	要支援2	2,676単位の59/1000 加算	70% 157			
A7	1327	通所型サービス処遇改善加算Ⅱ2・減算2(制限)					(1)介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	2,676単位の43/1000 加算	70% 115
A7	1328	通所型サービス処遇改善加算Ⅲ2・減算2(制限)					(2)介護職員処遇改善加算(Ⅱ)	2,676単位の23/1000 加算	70% 61
A7	1329	通所型サービス処遇改善加算Ⅳ2・減算2(制限)					(3)介護職員処遇改善加算(Ⅲ)	定した単位数の 90% 加算	70% 54
A7	1330	通所型サービス処遇改善加算Ⅴ2・減算2(制限)					(4)介護職員処遇改善加算(Ⅳ)	定した単位数の 80% 加算	70% 48
A7	1511	通所型サービス特定処遇改善加算Ⅰ2・減算2(制限)	フ 介護職員処遇改善加算	事業所と同一の建物に居住する者又は同一建物から利用する者に通所型サービス(独自/定率)を行う場合	(1)介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)	2,676単位の12/1000 加算	70% 32		
A7	1512	通所型サービス特定処遇改善加算Ⅱ2・減算2(制限)						(2)介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)	2,676単位の10/1000 加算

定員超過の場合

サービスコード		サービス内容略称	算定項目	給付率	合成 単位数	算定単位			
種類	項目								
A7	1203	通所型サービス1・定超(制限)	イ 通所型サービス費 (独自/定率)	事業対象者・要支援1	1,672単 位	70% 1,170			
A7	1204	通所型サービス1日割・定超(制限)					要支援2	55単 位	70% 39
A7	1213	通所型サービス2・定超(制限)					要支援2	3,428単 位	70% 2,400
A7	1214	通所型サービス2日割・定超(制限)							

看護・介護職員が欠員の場合

サービスコード		サービス内容略称	算定項目	給付率	合成 単位数	算定単位			
種類	項目								
A7	1205	通所型サービス1・人欠(制限)	イ 通所型サービス費 (独自/定率)	事業対象者・要支援1	1,672単 位	70% 1,170			
A7	1206	通所型サービス1日割・人欠(制限)					要支援2	55単 位	70% 39
A7	1215	通所型サービス2・人欠(制限)					要支援2	3,428単 位	70% 2,400
A7	1216	通所型サービス2日割・人欠(制限)							

事業所と同一の建物に居住する者又は同一建物から利用する者に通所型サービス(独自/定率)を行う場合

サービスコード		サービス内容略称	算定項目	給付率	合成 単位数	算定単位			
種類	項目								
A7	1207	通所型サービス1・同一建物(制限)	イ 通所型サービス費 (独自/定率)	事業対象者・要支援1	1,672単 位	70% 1,296			
A7	1208	通所型サービス1日割・同一建物(制限)					要支援2	55単 位	70% 43
A7	1217	通所型サービス2・同一建物(制限)					要支援2	3,428単 位	70% 2,676
A7	1218	通所型サービス2日割・同一建物(制限)							

※サービス提供体制強化加算・介護職員処遇改善加算は、支給限度額管理の対象外の算定項目となります。また、処遇改善加算はA5、A6のコードと異なり、それぞれの条件に合致した項目で算定します。

※給付制限中の給付率は負担割合証の負担割合にかかわらず70%となります。

※同一建物の場合、減算ではなく、該当するコードにより請求します。

足利市通所型サービス(独自/定率)サービスコード表(三割負担者・給付制限対象者用)(1/2)

※水色…新設、黄色…変更、灰色…廃止

介護予防通所介護相当サービス指定事業者(A6)が、給付制限対象者のサービス費を請求する場合に使用します。

サービスコード		サービス内容略称	算定項目		給付率	合成 単位数	算定単位		
種類	項目								
A7	1520	通所型サービス1(三割・制限)	イ 通所型サービス費 (独自/定率)	事業対象者・要支援1		1,672単位	60%	1,672	1月につき
A7	1521	通所型サービス1日割(三割・制限)				55単位	60%	55	1日につき
A7	1522	通所型サービス2(三割・制限)		要支援2		3,428単位	60%	3,428	1月につき
A7	1523	通所型サービス2日割(三割・制限)				113単位	60%	113	1日につき
A7	1525	通所型サービス若年性認知症受入加算(三割・制限)	ロ 若年性認知症利用者受入加算			240単位加算	60%	240	1月につき
A7	1526	通所型生活向上グループ活動加算(三割・制限)	ハ 生活機能向上グループ活動加算			100単位加算	60%	100	
A7	1527	通所型サービス運動器機能向上加算(三割・制限)	ニ 運動器機能向上加算			225単位加算	60%	225	
A7	1528	通所型サービス栄養改善加算(三割・制限)	ホ 栄養改善加算			200単位加算	60%	200	
A7	1529	通所型サービス口腔機能向上加算(三割・制限)	ヘ 口腔機能向上加算	(1) 口腔機能向上加算(Ⅰ)		150単位加算	60%	150	
A7	1604	通所型サービス口腔機能向上加算(三割・制限)		(2) 口腔機能向上加算(Ⅱ)		160単位加算	60%	160	
A7	1530	通所型複数サービス実施加算Ⅰ1(三割・制限)	ト 選択的 サービス 複数実施 加算	(1) 選択的サービス複数実施加算(Ⅰ)	運動器機能向上及び栄養改善	480単位加算	60%	480	
A7	1531	通所型複数サービス実施加算Ⅰ2(三割・制限)			運動器機能向上及び口腔機能向上	480単位加算	60%	480	
A7	1532	通所型複数サービス実施加算Ⅰ3(三割・制限)			栄養改善及び口腔機能向上	480単位加算	60%	480	
A7	1533	通所型複数サービス実施加算Ⅱ(三割・制限)		(2) 選択的サービス複数実施加算(Ⅱ)	運動器機能向上、栄養改善及び口腔機能向上	700単位加算	60%	700	
A7	1534	通所型サービス事業所評価加算(三割・制限)	チ 事業所評価加算			120単位加算	60%	120	
A7	1606	通所型サービス提供体制加算Ⅰ1(三割・制限)	リ サービス提供体制 強化加算	(1) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	事業対象者・要支援1	88単位加算	60%	88	
A7	1607	通所型サービス提供体制加算Ⅰ2(三割・制限)			要支援2	176単位加算	60%	176	
A7	1535	通所型サービス提供体制加算Ⅱ1(三割・制限)		(2) サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	事業対象者・要支援1	72単位加算	60%	72	
A7	1536	通所型サービス提供体制加算Ⅱ2(三割・制限)			要支援2	144単位加算	60%	144	
A7	1537	通所型サービス提供体制加算Ⅱ1(制限)		(2) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)ロ	事業対象者・要支援1	48単位加算	70%	48	
A7	1538	通所型サービス提供体制加算Ⅱ2(制限)			要支援2	96単位加算	70%	96	
A7	1539	通所型サービス提供体制加算Ⅲ1(三割・制限)		(3) サービス提供体制強化加算(Ⅲ)	事業対象者・要支援1	24単位加算	60%	24	
A7	1540	通所型サービス提供体制加算Ⅲ2(三割・制限)			要支援2	48単位加算	60%	48	
A7	4004	通所型サービス生活機能向上連携加算Ⅰ	ヌ 生活機能向上連携加算	(1) 生活機能向上連携加算(Ⅰ)(3月に1回を限度)		100単位加算	60%	100	
A7	4005	通所型サービス生活機能向上連携加算Ⅱ1		(2) 生活機能向上連携加算(Ⅱ)		200単位加算	60%	200	
A7	4006	通所型サービス生活機能向上連携加算Ⅱ2			運動器機能向上加算を算定している場合	100単位加算	60%	100	
A7	1602	通所型独自サービス栄養アセスメント加算	ル 栄養アセスメント加算			50単位加算	60%	50	
A7	1600	通所型独自サービス口腔・栄養スクリーニング加算Ⅰ	ヲ 口腔・栄養スクリーニング加算(6月に1回を限度)	(1) 口腔・栄養スクリーニング加算Ⅰ(6月に1回を限度)		20単位加算	60%	20	1回につき
A7	1601	通所型独自サービス口腔・栄養スクリーニング加算Ⅱ		(2) 口腔・栄養スクリーニング加算Ⅱ(6月に1回を限度)		5単位加算	60%	5	

A7	1603	通所型独自サービス科学的介護推進体制加算	科学的介護推進体制加算			40単位加算	60%	40				
A7	1541	通所型サービス処遇改善加算Ⅰ1(三割・制限)	カ 介護職員処遇改善加算		(1)介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	事業対象者・ 要支援1	1,672単位の59/1000 加算	60%	98	1月につき		
A7	1542	通所型サービス処遇改善加算Ⅱ1(三割・制限)						(2)介護職員処遇改善加算(Ⅱ)	1,672単位の43/1000 加算		60%	71
A7	1543	通所型サービス処遇改善加算Ⅲ1(三割・制限)						(3)介護職員処遇改善加算(Ⅲ)	1,672単位の23/1000 加算		60%	38
A7	1544	通所型サービス処遇改善加算Ⅳ1(三割・制限)						(4)介護職員処遇改善加算(Ⅳ)	定した単位数の 90% 加算		60%	34
A7	1545	通所型サービス処遇改善加算Ⅴ1(三割・制限)						(5)介護職員処遇改善加算(Ⅴ)	定した単位数の 80% 加算		60%	30
A7	1546	通所型サービス特定処遇改善加算Ⅰ1(三割・制限)				(1)介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)	1,672単位の12/1000 加算	60%	20			
A7	1547	通所型サービス特定処遇改善加算Ⅱ1(三割・制限)				(2)介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)	1,672単位の10/1000 加算	60%	17			
A7	1548	通所型サービス処遇改善加算Ⅰ2(三割・制限)				(1)介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	要支援2	3,428単位の59/1000 加算	60%		202	
A7	1549	通所型サービス処遇改善加算Ⅱ2(三割・制限)				(2)介護職員処遇改善加算(Ⅱ)			3,428単位の43/1000 加算		60%	147
A7	1550	通所型サービス処遇改善加算Ⅲ2(三割・制限)				(3)介護職員処遇改善加算(Ⅲ)			3,428単位の23/1000 加算		60%	78
A7	1551	通所型サービス処遇改善加算Ⅳ2(三割・制限)				(4)介護職員処遇改善加算(Ⅳ)			定した単位数の 90% 加算		60%	70
A7	1552	通所型サービス処遇改善加算Ⅴ2(三割・制限)				(5)介護職員処遇改善加算(Ⅴ)			定した単位数の 80% 加算		60%	62
A7	1553	通所型サービス特定処遇改善加算Ⅰ2(三割・制限)				ヨ 介護職員等特定処遇改善加算		(1)介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)	3,428単位の12/1000 加算		60%	41
A7	1554	通所型サービス特定処遇改善加算Ⅱ2(三割・制限)									(2)介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)	3,428単位の10/1000 加算
A7	1555	通所型サービス処遇改善加算Ⅰ1・減算1(三割・制限)				タ 介護職員処遇改善加算	定員超過または看護・介護職員が欠員の場合	(1)介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	事業対象者・ 要支援1		1,170単位の59/1000 加算	60%
A7	1556	通所型サービス処遇改善加算Ⅱ1・減算1(三割・制限)	(2)介護職員処遇改善加算(Ⅱ)	1,170単位の43/1000 加算	60%					50		
A7	1557	通所型サービス処遇改善加算Ⅲ1・減算1(三割・制限)	(3)介護職員処遇改善加算(Ⅲ)	1,170単位の23/1000 加算	60%					26		
A7	1558	通所型サービス処遇改善加算Ⅳ1・減算1(三割・制限)	(4)介護職員処遇改善加算(Ⅳ)	定した単位数の 90% 加算	60%					23		
A7	1559	通所型サービス処遇改善加算Ⅴ1・減算1(三割・制限)	(5)介護職員処遇改善加算(Ⅴ)	定した単位数の 80% 加算	60%					20		
A7	1560	通所型サービス特定処遇改善加算Ⅰ1・減算1(三割・制限)	(1)介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)	1,170単位の12/1000 加算	60%				14			
A7	1561	通所型サービス特定処遇改善加算Ⅱ1・減算1(三割・制限)	(2)介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)	1,170単位の10/1000 加算	60%				12			
A7	1562	通所型サービス処遇改善加算Ⅰ2・減算1(三割・制限)	(1)介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	要支援2	2,400単位の59/1000 加算				60%	141		
A7	1563	通所型サービス処遇改善加算Ⅱ2・減算1(三割・制限)	(2)介護職員処遇改善加算(Ⅱ)						2,400単位の43/1000 加算	60%	103	
A7	1564	通所型サービス処遇改善加算Ⅲ2・減算1(三割・制限)	(3)介護職員処遇改善加算(Ⅲ)						2,400単位の23/1000 加算	60%	55	
A7	1565	通所型サービス処遇改善加算Ⅳ2・減算1(三割・制限)	(4)介護職員処遇改善加算(Ⅳ)						定した単位数の 90% 加算	60%	49	
A7	1566	通所型サービス処遇改善加算Ⅴ2・減算1(三割・制限)	(5)介護職員処遇改善加算(Ⅴ)						定した単位数の 80% 加算	60%	44	
A7	1567	通所型サービス特定処遇改善加算Ⅰ2・減算1(三割・制限)	(1)介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)	2,400単位の12/1000 加算	60%				29			
A7	1568	通所型サービス特定処遇改善加算Ⅱ2・減算1(三割・制限)	(2)介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)	2,400単位の10/1000 加算	60%				24			

足利市通所型サービス(独自/定率)サービスコード表(三割負担者・給付制限対象者用)(2/2)

※水色・・・新設、黄色・・・変更、灰色・・・廃止

介護予防通所介護相当サービス指定事業者(A6)が、給付制限対象者のサービス費を請求する場合に使用します。

サービスコード		サービス内容略称	算定項目				給付率	合成 単位数	算定単位			
種類	項目											
A7	1569	通所型サービス処遇改善加算Ⅰ1・減算2(三割・制限)	ソ 介護職員処遇改善加算	事業所と同一の建物に居住する者又は同一建物から利用する者に通所型サービス(独自/定率)を行う場合	(1)介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	事業対象者・ 要支援1	1,296単位の59/1000 加算	60%	76	1月につき		
A7	1570	通所型サービス処遇改善加算Ⅱ1・減算2(三割・制限)			(2)介護職員処遇改善加算(Ⅱ)		1,296単位の43/1000 加算	60%	55			
A7	1571	通所型サービス処遇改善加算Ⅲ1・減算2(三割・制限)			(3)介護職員処遇改善加算(Ⅲ)		1,296単位の23/1000 加算	60%	29			
A7	1572	通所型サービス処遇改善加算Ⅳ1・減算2(三割・制限)			(4)介護職員処遇改善加算(Ⅳ)		定した単位数の 90% 加算	60%	26			
A7	1573	通所型サービス処遇改善加算Ⅴ1・減算2(三割・制限)			(5)介護職員処遇改善加算(Ⅴ)		定した単位数の 80% 加算	60%	23			
A7	1574	通所型サービス特定処遇改善加算Ⅰ1・減算2(三割・制限)			(1)介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)	1,296単位の12/1000 加算	60%	16				
A7	1575	通所型サービス特定処遇改善加算Ⅱ1・減算2(三割・制限)			(2)介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)	1,296単位の10/1000 加算	60%	13				
A7	1576	通所型サービス処遇改善加算Ⅰ2・減算2(三割・制限)			ソ 介護職員等特定処遇改善加算	事業所と同一の建物に居住する者又は同一建物から利用する者に通所型サービス(独自/定率)を行う場合	(1)介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	要支援2	2,676単位の59/1000 加算		60%	157
A7	1577	通所型サービス処遇改善加算Ⅱ2・減算2(三割・制限)					(2)介護職員処遇改善加算(Ⅱ)		2,676単位の43/1000 加算		60%	115
A7	1578	通所型サービス処遇改善加算Ⅲ2・減算2(三割・制限)					(3)介護職員処遇改善加算(Ⅲ)		2,676単位の23/1000 加算		60%	61
A7	1579	通所型サービス処遇改善加算Ⅳ2・減算2(三割・制限)					(4)介護職員処遇改善加算(Ⅳ)		定した単位数の 90% 加算		60%	54
A7	1580	通所型サービス処遇改善加算Ⅴ2・減算2(三割・制限)					(5)介護職員処遇改善加算(Ⅴ)	定した単位数の 80% 加算	60%		48	
A7	1581	通所型サービス特定処遇改善加算Ⅰ2・減算2(三割・制限)					(1)介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)	2,676単位の12/1000 加算	60%		32	
A7	1582	通所型サービス特定処遇改善加算Ⅱ2・減算2(三割・制限)					(2)介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)	2,676単位の10/1000 加算	60%		27	

定員超過の場合

サービスコード		サービス内容略称	算定項目				給付率	合成 単位数	算定単位		
種類	項目										
A7	1583	通所型サービス1・定超(三割・制限)	イ 通所型サービス費 (独自/定率)	事業対象者・要支援1	位	1,672単	定員超過の場合 × 70%	60%	1,170	1月につき	
A7	1584	通所型サービス1日割・定超(三割・制限)			位	55単		60%	39	1日につき	
A7	1585	通所型サービス2・定超(三割・制限)			要支援2	位		3,428単	60%	2,400	1月につき
A7	1586	通所型サービス2日割・定超(三割・制限)				位		113単位	60%	79	1日につき

看護・介護職員が欠員の場合

サービスコード		サービス内容略称	算定項目				給付率	合成 単位数	算定単位		
種類	項目										
A7	1587	通所型サービス1・人欠(三割・制限)	イ 通所型サービス費 (独自/定率)	事業対象者・要支援1	位	1,672単	看護・介護職員が 欠員の場合 × 70%	60%	1,170	1月につき	
A7	1588	通所型サービス1日割・人欠(三割・制限)			位	55単		60%	39	1日につき	
A7	1589	通所型サービス2・人欠(三割・制限)			要支援2	位		3,428単	60%	2,400	1月につき
A7	1590	通所型サービス2日割・人欠(三割・制限)				位		113単位	60%	79	1日につき

事業所と同一の建物に居住する者又は同一建物から利用する者に通所型サービス(独自/定率)を行う場合

サービスコード		サービス内容略称	算定項目			給付率	合成 単位数	算定単位	
種類	項目								
A7	1591	通所型サービス1・同一建物(三割・制限)	イ 通所型サービス費 (独自/定率)	事業対象者・要支援1	位 1,672単	所定単位(376単位)を減算	60%	1,296	1月につき
A7	1592	通所型サービス1日割・同一建物(三割・制限)		要支援2	位 55単	所定単位(12単位)を減算	60%	43	1日につき
A7	1593	通所型サービス2・同一建物(三割・制限)			位 3,428単	所定単位(752単位)を減算	60%	2,676	1月につき
A7	1594	通所型サービス2日割・同一建物(三割・制限)			位 113単位	所定単位(25単位)を減算	60%	88	1日につき

A7	8310	訪問型独自サービス令和3年9月30日までの上乗せ分	新型コロナウイルス感染症への対応	所定単位数の1/1000				
----	------	---------------------------	------------------	--------------	--	--	--	--

※サービス提供体制強化加算・介護職員処遇改善加算は、支給限度額管理の対象外の算定項目となります。また、処遇改善加算はA5、A6のコードと異なり、それぞれの条件に合致した項目で算定しま

※給付制限中の給付率は負担割合証の負担割合にかかわらず60%となります。

※同一建物の場合、減算ではなく、該当するコードにより請求します。